

三重県飲食店時短要請等協力金（第6期）

対象期間

令和4年1月21日（金）から3月6日（日）

※東紀州地域は令和4年1月31日（月）から3月6日（日）まで

要請期間
延長

支給金額

【中小企業】

※あんしん みえリア認証店はどちらかを選択

あんしん みえリア 非認証店

●20時まで かつ 酒類提供なし
売上高に応じて
3万円～10万円/日

あんしん みえリア 認証店

●21時まで（酒類提供可能）
売上高に応じて 2.5万円～7.5万円/日

●20時まで かつ 酒類提供なし
売上高に応じて 3万円～10万円/日

【大企業】 1日あたり 売上高減少額×0.4（上限あり） ※中小企業も、この方式を選択可

◆早期支給申請の受付を再開

令和4年2月18日（金）まで（消印有効）

相談窓口

☎059-224-2335
土日祝を除く 9時～17時